

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「調停に関するシンガポール条約」
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	43-45
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

調停に関するシンガポール条約

1. 国会に提出される背景

国際商事分野において、調停は仲裁と並ぶ重要な紛争解決手続と言われる。調停と仲裁は、いずれも第三者を介して紛争を解決するが、仲裁は仲裁人の判断が拘束力を持つのに対し、調停は調停人の和解案が拘束力を持たず、紛争当事者が和解に合意する必要がある。2023年3月10日に国会に提出された、調停に関するシンガポール条約¹（閣条第8号）は、国際調停に関するもので、締約国が、条約・国内法に基づき、調停による国際的な和解合意を執行する内容となっている。なお、仲裁に関する条約については、仲裁判断の執行を認め合う、いわゆるニューヨーク条約²が1959年6月に発効している。

表 調停、仲裁、訴訟の比較

	調停	仲裁	訴訟
概要	第三者の調停人が、紛争当事者の主張を聞く。当事者が合意できれば和解契約。できなければ「勝ち負け」はつかず。調停人は当事者の合意で選定（当事者は選定に関与可）。	第三者の仲裁人が、紛争当事者の主張に基づいて判断。「勝ち負け」が決まる。仲裁人は当事者の合意で選定（当事者は選定に関与可）。	第三者の裁判官が、紛争当事者の主張に基づいて判決。「勝ち負け」が決まる。裁判官は、当事者が選定不可。
手続の開始・離脱	当事者の合意で開始。一方的に調停手続を申し立てられても従う必要なし。手続開始後も、手続を申し出た側、申し出られた側双方が、理由のいかんを問わず、いつでも離脱可。	開始には、仲裁合意が必要。合意後は、片方からの、一方的な手続申立が可能。手続開始後は、相手の合意なしに離脱不可。	訴える側が、相手方の同意なしに一方的に開始可能。相手の合意なしには離脱不可。
執行力（国外）	シンガポール条約締約国で執行力あり	広くニューヨーク条約による執行力あり	2国間条約が締結済みならば、及ぶことあり
執行力（国内）	なし。和解合意は当事者を拘束するが和解条項違反の場合、訴訟を提起し、判決をとり、強制執行。	あり。仲裁判断は裁判所の執行決定を得ることで執行力を得る。	あり
上訴可否	上訴できない	上訴できない	上訴できる
公開有無	非公開手続	非公開手続	公開手続

（出所）出井直樹「調停における執行力強化の制度改正と実務への影響」『経理情報』（2022.4.10）50～54頁のほか各種報道等を基に筆者作成

調停による和解合意への執行力付与については、2002年、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）で、国際商事調停モデル法が作成された際にも議論された。しかし、当時は執行力付与の是非や要件に関する各国の意見がまとまらなかったことから、同モデル法において、具体的な規定は示されず、各国の国内法制に委ねる旨規定するとどまるとされる³。その後、国際商事紛争の解決手続として、国際商事調停の有用性⁴が注目され、仲裁

¹ 「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」の通称である。

² 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際連合条約」の通称である。本条約は、2023年現在、約170か国で仲裁判断の執行が可能とされている。

³ 詳細は、三木浩一「UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説（9・完）」『NBL』（2003.7.1）。

⁴ 公益社団法人商事法務研究会によれば、一般論として、国際商事仲裁と比較して簡易・迅速・低廉である点、当事者の合意による解決で結果の予測可能性が高い点、手続での当事者対立性が低く、ビジネス関係を継続しやすい点、仲裁合意のような方式上の要件がなく、手続実施のハードルが低い点、仲裁と組み合わせ柔軟な運用も可能である点などが挙げられる（『仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書』（2020.7）81頁）。

同様に利用を促進するには、調停にも執行力を付与する枠組みが必要との気運が高まった。そして、2014年にUNCITRALで、調停による和解合意への執行力の付与についての検討が提案され、2015年2月から条約交渉が開始され、2018年12月の国際連合総会での条約案採択⁵後、2019年8月、シンガポールで署名式が行われ、2020年9月に条約が発効した⁶。

日本を含めた各国において、国際調停に関する正確な数字は公表されていないが、法務省の資料⁷によれば、日本の国際調停は、2018年において、2007年度以降合計8件程度とされる。他方、シンガポールや香港は国際調停に力を入れているとされるが、公益社団法人商事法務研究会の資料⁸によれば、上記の法務省調査が実施された2018年⁹において、シンガポール国際調停センターは27件、香港国際仲裁センターは21件の調停が扱われている。

2. 条約の主な内容

(1) 適用範囲

本条約は、商事紛争を解決するために、当事者が書面で締結した、調停による国際的な和解合意について適用される。本条約は、企業間の商事紛争を対象としており、①当事者の一方が個人、家族又は家庭に関する目的のために行った取引による紛争解決のための和解合意、②親族法、相続法、雇用法に関する和解合意には適用されない(第1条2)。また、本条約は、調停に関するものであり、③裁判所によって認可され、又は裁判所における手続の過程で締結され、かつ当該裁判所の属する国において判決と同様に執行することができる和解合意、④仲裁廷の裁定として記録され、かつ、執行することができる和解合意にも適用されない(第1条3)。なお、調停は、使用される表現又は手続が実施される根拠のいかんを問わず、紛争の当事者が、解決を強制する権限を有しない第三者(調停人)の支援を得て、紛争の友好的な解決を図る手続と定義されている(第2条3)。

調停による合意が、国際的であるか否かは、その締結時における和解合意の当事者の営業所の所在国によって決まる。この点、和解合意の当事者が、①異なる国に営業所を有する場合、若しくは、②同じ国に営業所を有していても、当該国が、(i) 和解合意の義務が履行される国、又は(ii) 和解合意対象事項に最も密接な国、と異なる場合は、国際的と認められる(第1条1)。営業所は、当事者が2以上の営業所を有する場合、和解合意の締結時に当事者双方が知り、又は想定していた事情に照らし、当該和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係を有する営業所をいい、当事者が営業所を有しない場合、住所等の常居所が基準とされる(第2条1)。

和解合意が書面によるとは、和解合意内容が形式のいかんを問わず記録されていることをいい、紙媒体の記録に限定されない。電子的な通信に含まれる情報が事後の参照のため

⁵ 国際商事調停モデル法も併せて改正され、「国際商事調停及び調停による国際的な和解合意に関するモデル法」として採択された。

⁶ 2023年2月現在、ベラルーシ、エクアドル、フィジー、ジョージア、ホンジュラス、カザフスタン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、トルコの10か国が締結している。

⁷ 詳細は、「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会第2回会議」(2018年9月11日)の資料2「ヒアリング実施結果報告」。

⁸ 詳細は、「第5回仲裁法制の見直しを中心とした研究会」(2020年5月25日)の参考資料5-1。

⁹ 調査実施機関は異なっており、両調査を単純比較していることに留意する必要がある。

にアクセス可能である場合、和解合意が書面によるもの要件は、満たされる（第2条2）。

（2）和解合意の執行等

本条約では、当事者は、和解合意の強制執行について、執行を行う機関（日本ならば裁判所）に救済を求め、当該機関は和解合意の執行拒否事由を審理し、これが不存在で救済を認める場合、執行力が付与されることとなる。各締約国は、本条約の条件の下、自国の手続規則に従って和解合意を執行する（第3条1）。手続規則とは、日本の場合、例えば民事訴訟法が該当する。また、条約が定める国際的な調停において成立した和解に基づく強制執行を可能とするため、第211回国会に、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（閣法第29号）が提出されている。

当事者が和解合意によって解決済みと主張する事項に紛争が生じた場合、締約国は、当該当事者に、当該事項が解決済みであることを証明するため、本条約の条件の下、自国の手続規則に従って、当該和解合意の援用を認める（第3条2）。和解合意の援用者は、救済を求められた締約国の権限のある機関に、当事者が署名した和解合意、調停人の署名などの和解合意が調停によるもの証拠を提出することとなる。なお、同機関は、和解合意の翻訳文提出、条約要件を満たすか確認のための文書請求ができる一方、救済の検討にあたり、迅速に行動しなくてはならない（第4条）。

和解合意の援用による救済を求められた締約国の権限のある機関は、一定の場合には、救済付与を拒否できる。一定の場合とは、相手方当事者が、①和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があった、②援用される和解合意が、（i）準拠法令によれば、無効、失効、又は履行不能である、（ii）拘束力を有しない又は最終的なものではない、（iii）事後に修正された、のいずれかに該当する、③和解合意の義務が、既に履行された、又は、明確でないか若しくは理解不能、④救済の付与が和解合意の文言に反する、⑤調停人が適用される規範に対する重大な違反を行い、かつ、当該違反がなければ、和解合意が締結されていない、⑥調停人が自らの公平性・独立性に疑念を生じさせる状況を開示しておらず、かつ、その不開示がなかったならば和解合意が締結されていない、のいずれかについて証拠を提出し、救済付与の拒否要請をした場合である。このほか、同機関は、救済付与が当該締約国の公の秩序に反する、又は、当該締約国の法令によれば、調停による解決は不可能であると認める場合、職権で救済付与を拒否できる（第5条）。

なお、和解合意に関する申立て又は請求が、裁判所、仲裁廷等に対して行われ、和解合意の援用による救済に影響を及ぼし得る場合、同機関は決定を延期でき、かつ、一方当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方当事者に命ずることができる（第6条）。

（3）留保

本条約には留保の定めがある（第8条）。日本政府は、和解合意の当事者が、この条約の適用に合意した限度においてのみ、条約を適用するべく、留保を行う予定とされる。

ふじかわ たかあき
（藤川 隆明・外交防衛委員会調査室）